

寒巖義尹の研究

—— 生誕について ——

館 隆 志

はじめに

肥後大慈寺開山の寒巖義尹（一一二七～一三〇〇）と言え
ば、道元禪師（一一〇〇～一二五三）に教えを受け、二度の
入宋を果し、のち九州における曹洞宗発展の祖となった僧で
ある。また、その出自の高貴なることで知られ、後鳥羽上皇
（一一八〇～一二三九）か順徳天皇（一一九七～一二四二）
の皇子であるうと言われ、別に法王長老とも呼ばれ、その門
派は法王派とも称されている。しかし、ここに疑問の余地は
存しないのであろうか、もともと寒巖義尹は本当に皇子であ
ったのだらうかという疑問である。義尹に関する記事を収め
る書籍を閲覧すれば一様に、後鳥羽上皇・順徳天皇のどちら
かの皇子であることは、まったく疑いの余地がないかの如く
書かれている。はたして道元禪師が源通親・通具の子供¹であ
ったとして、当時あまり主流とはいえない初期永平寺僧団

（*当初は興聖寺）に、後鳥羽上皇・順徳天皇の皇子である
義尹が入門することがあり得たのであろうか。義尹活躍の時
代から法王派と呼ばれていたとは到底思われないうし、江戸時
代の伝記資料では、時代的に随分と後になるので、何時ごろ
から法王長老と呼ばれていたのが判然としない。そこで、
本稿では義尹を皇子として取り扱っているもの、または法王
長老と称呼しているものをすべて列挙し、その真实性を再確
認し、その生誕について再検討を試みたい。

皇子であるかの先行研究

先に先行研究を紹介すると、三條家文書内の「大慈寺寒巖
義尹和尚皇子タルヘキノ考證²」と九州大学の荻野文庫所蔵の
「寒巖義尹禪師皇胤考³」の二つを見つげることができた。こ
の二つの文献は、これまで紹介されたことがない文献である。

そこで、はじめにこの二文献で義尹を皇子と証明するために用いている資料を列挙しておきたい。

- 「大慈寺寒巖義尹和尚皇子タルヘキノ考證」
- 「大慈寺再興勅書寫」享祿二年（一五二九）
 - 「江戸幕府寺社奉行達」元祿九年（一六九六）
 - 「銀台遺事」高木柴溟（一七三八）一八一三 著
 - 「菊池伝記」井沢長秀（一六六八）一七三〇 著
 - 「日本曹洞列祖行業記」「寒巖尹禪師」の章
 - 「曹洞列祖系譜」（古写本）
 - 「大慈寺舊記」
 - 「熊本県庁へ伺并指令」明治十三年（一八八〇）
 - 「熊本県指令」明治十六年（一八八三）
 - 「寒巖義尹禪師伝」
 - 「肥後国史」「大梁山大慈寺」の項、井沢長秀（一六六八）一七三〇 著
 - 「新撰事蹟通考」編年考、徵卷之四、八木田政名（一七七九）一八四七 著
 - 「雜華錦語集」加々美紅星（一七〇一）一七七九 著
 - 「本朝高僧伝」卷二〇「肥後大慈寺沙門義尹伝」
 - 「洞上聯灯録」卷二「肥後州大梁山大慈寺寒巖義尹禪師」の章
- 「寒巖義尹禪師皇胤考」

- 「肥後国史」「大梁山大慈寺」の項、井沢長秀（一六六八）一七三〇 著
 - 「宗派図」大本山総持寺（古写本）
 - 「開闢如来法王禪師勸請遠州普濟開山寒巖義尹大和尚伝」普濟寺（古写本）
 - 「広澤山内鑑指南記」普濟寺（古写本）
 - 「広澤山普濟寺日用定規」普濟寺（古写本）
 - 「疏双紙」普濟寺（古写本）
 - 「広澤山普濟寺過去牒」普濟寺（古写本）
- この二文献は、ともに明治期から昭和初期までに書かれたものであるが、書かれた年代や書いた人物などは今のところ特定できない。また、上記の二つの文献はそのほとんどが江戸時代以降の資料を引用しており、僅かに「大慈寺寒巖義尹和尚皇子タルヘキノ考證」が、中世文書として享祿二年（一五二九）の「大慈寺再興勅書寫」を用いている程度である。他の普濟寺の文書や、総持寺の古写本の「宗派図」も書かれた年代は不明である。一見してわかることは、「大慈寺寒巖義尹和尚皇子タルヘキノ考證」が大慈寺関係の資料を多く用いているのに対して、「寒巖義尹禪師皇胤考」は普濟寺関係の資料を多く用いていることであろう。浜松の普濟寺は、義尹四世の法孫、華藏義曇（一三七五）一四五五）が開山である。普濟寺には、現在も義尹に関する多くの文献や、写本が

残されているが、これら普濟寺に存する資料については今後の課題としたい。

以上の二点が現在確認できる義尹が皇子であるかについての考証であり、簡単に紹介した。内容的には皇子であることを前提に資料を集めたものであり、両文献で使用されていた資料の詳細は省略し、本稿では以上に止め、別の機会を設けて詳しく論じたい。つぎに、江戸時代以前に遡り、果して何時から義尹が法王和尚・法王長老と呼ばれるようになったのか、諸資料を通して確認を試みておきたい。

法王長老について

恐らく、「法王和尚」と書かれた最も古い文書は、文安二年（一四四五）に書かれた「秀香和尚讓狀」⁵であろう。「秀香和尚讓狀」とは、加賀祇陀寺第四世秀香が同寺第五世了妙に讓渡したものである。秀香が了妙に付法したのは文安二年九月九日のことであり、秀香がその師紹遠から伝法したのは付屬狀の末尾の記載からみて應永十九年（一四一二）六月十八日のこととみられている。紹遠は大智（一二九〇～一三六六）の上足である禪古から、大智は義尹に伝戒を受けた法觀寺の釈運に伝戒を受けている。その系譜図の中で「道元―懷辨―義尹―釈運」の系譜が書かれており、義尹の箇所に「法

王和尚」と記されている。

道元禪師など初期の曹洞宗の禪僧に関する古い伝記として『三大尊行狀記』⁶・『永平寺三祖行業記』⁷（*内容的にはほぼ同一である）と『建撕記』⁸が知られるが、このうち『三大尊行狀記』・『永平三祖行業記』には、義尹の出生に関しての記述は見当たらない。『建撕記』の書写本のうち、天正十七年（一五八九）に書写された瑞長本には道元禪師の帰国に關する記事に、

安貞元年丁亥八月己二歸朝シ給ウ、二十八歳辰也。九州肥後国求麻之庄之中・河尻之大渡ト云處ニ居住アリ。至今、三日山如来寺、大慈寺トテ兩寺有之。三日山ト號スル事ハ師歸朝在テ三日ノ内ニ彼精舍造畢シタリトテ、萬民申伝タリ。此寺ニハ義尹和尚住持シ給ト云云、此即法王長老ノ御事也。⁹

とあり、曹洞宗内の伝記資料ではこれが法王長老の初出であると思われる。しかし、『建撕記』の瑞長本に関しては、法王派と呼ばれる普濟寺系の僧がかかわっている可能性を広瀬良弘氏が「寒巖派の永平寺出世問題」¹⁰の中で述べており、他の『建撕記』の書写本の、道元禪師の帰国に関する記事には、法王長老という記述は見られない。

また、『報恩録』曹洞宗全書本の第拾一「興聖永平道元禪師」の項にも

始説法開堂為人垂手、最初度寒巖和尚。諱義尹、人皆號法王長老。¹¹

との記述が見られる。『報恩録』の最も古い年記のある写本は、長祿十八年（一四七四）年に書写された、山梨県の永昌院蔵本で、現在は駒澤大学図書館に納められている。『報恩録』には、大輪寺蔵本などの写本も存するが、曹洞宗全書本以外の写本には「法王長老」に関する記載は無い。しかも、曹洞宗全書本が、何れの写本に依つたものか不明であるため、『建徳記』の瑞長本と同じくその成立も含め、扱うには注意が必要である。なお、『報恩録』には、大輪寺蔵本・曹洞宗全書本・永昌院蔵本以外にも、数種の写本が存する。

ほかに、『南越温故集』所収「吉祥山永平寺畧由来」¹²のなかに興味深い記述が見られる。この『南越温故集』の成立は寛文四年（一六六四）〜同十一年（一六七二）であるのでその成立は江戸時代になるのであるが、この「吉祥山永平寺畧由来」は永祿七年（一五六四）三月二十一日早朝、父孝景（一四九三〜一五四八）の十七回忌のために朝倉義景（一五三三〜一五七三）が永平寺に入り、その時に現住祚玖より説明を受けた永平寺の由緒を書き記したものとされている。その文中に義尹について触れた記述が存しており、その部分を抜き出すと

義尹ハ後鳥羽院ノ皇子ニテ修明門院ノ御腹ナレバ、龜山

ノ院ノ仰セニハ法王長老ト常ニ勅定有リケルトカヤ。¹³
とあり、龜山上皇が、義尹のことを法王長老と常に仰せになつていたというのである。そういった事実が実際に存していたか否かは確認出来ないものの、永平寺住持の祚玖がこのことを朝倉義景に語つたのであれば、当時の永平寺における義尹についての認識として興味深い。また、同様の文章が『明智軍記』の「朝倉義景永平寺參詣事付城地事」にも記載されている。『明智軍記』とは、明智光秀（一五二八〜一五八二）の事跡を記した軍記物語であり、現存する最古の版本が元祿六年（一六九三）のものであるから、成立はそれ以前と考えられている。

また、「大慈寺寒巖義尹和尚皇子タルヘキノ考証」でもその皇子たる証明にもちいていた享祿二年（一五二九）に記された「大慈寺再興勅書寫」に、
仰開山寒巖義尹大和尚、即依為彼仙院皇胤。宗徒號法皇長老云々。

とある。その大意は、大慈寺の開山寒巖義尹大和尚を仰ぐのは、義尹が仙院の皇胤たることよつてであり、宗徒は皆「法皇長老」と呼んでいたということである。「仙院」とは太上天皇（天皇の讓位後の尊称）のこと、「法胤」とは天皇の血統・皇統という意味である。以上のように、法王和尚・法王長老、または法皇長老との記述は江戸時代以前の文献にも

いくつか見られることがわかる。

道元禪師門下における特異性

ここで、義尹の道元禪師門下における特異性についての説明を加えておきたい。それは、義尹が二度にわたる入宋を成し遂げていることは、建仁寺僧としていわば官寺の僧として入宋した道元禪師とは違い、何の背景もなしにできるとは到底思えないからである。鎌倉時代に南宋にわたったことが確認できる曹洞宗の禪僧は、道元禪師と、義尹・義介だけある。道元禪師はその父（源通親・通具）の家系から考えて、大変な後ろ立てがあつたことは想像に難くない。義介（一二一九～一三〇九）の場合も、『永平寺史』上巻の「義介禪師の伝記と業績」¹⁶に書かれているように稲津氏との関係が指摘されており、また、永平寺檀越の波多野氏との関係を考えても、その渡海は可能であつたと考えられる。

以上のことを踏まえれば、二度にわたる入宋を成し遂げた義尹の場合にも何か独自の背景が存していたのではなからうか。二度の入宋のみをもって義尹と皇族との関係は確定できないが、当時主流とはいえない初期永平寺僧団において、義尹が生前に紫衣を賜つているという事実をもってしても、その高貴な身分・家柄を推測することが可能といえよう。義尹

の入宋についてや、実際に義尹が紫衣を賜っていたかなどについては、様々な問題を含むため、別の機会を設け詳しく論じたい。

『建徳記』の明州本¹⁷によれば、

莫近国王大臣。不居聚洛城邑、須住深山窮谷。

とあり、天童如浄が道元禪師に国王大臣に近づかず深山幽谷に住すべきことを垂示している。また、道元禪師が如浄に参見してからの垂示をそのつど記録した手記と思われる『宝慶記』¹⁸には、その次第を

爾是雖後生、頗古貌。直須居深山幽谷、長養佛祖聖胎。必至古徳之証處也。¹⁹

として、深山幽谷に居するべしとの旨の垂示が記録されているが、別の垂示では「不可親近国王大臣」²⁰とも記されている。このように、権勢を嫌い北越入山した永平寺僧団の中では、この義尹の仏法の実践はかなり異質であると言え、ここにその特異性が存していると言えるが、二度の入宋と、永平寺僧団に於いて鎌倉時代に紫衣を賜つていることなどから、その出自において皇族との関係を指摘できうるし、少なくともかなり高貴な家柄であつたことは疑いない。

以上、義尹をめぐる特異性について多少の考察を試みた。ここでは、江戸時代に多くの伝記資料が書かれる前に、こういつた土壌がすでにあつたということを挙げて示すに止めて

おきたい。

受生北山について

義尹の出自について、ここで最も重視されなければならぬのは、現存する自筆の「大慈寺宝塔幹縁疏」²³において、義尹自身が「受生北山」と記し、自らその出生の地を挙げてい
ることである。京都の北山といえ、今では鹿苑寺金閣が有名であるが、義尹の生まれた当時の北山とはいったいどのあたりを指したのであるうか。まずここで北山についての簡単な定義づけをしておきたい。『日本歴史地名大系』第二十七卷（京都市の地名）²⁴などを参考にしてみると、北山は京都市の北側を囲む山地というが、東山・西山に対する地名として北区衣笠地区の一区画を指すこともあると書かれている。そこで再び同書で衣笠を調べて抜粋してみると、衣笠は京都盆地西北の北山を控えた風光明媚の地として、平安時代から行楽の地とされていたと記されている。また、仁治年中（一二四〇～四三）に藤原家良（一一九二～一二六四）が退隠後の地に山荘を営み、衣笠大臣とよばれていた。『帝王編年記』卷二十七の永仁六年条によれば「七月十九日、天皇行幸衣笠殿。」²⁵とあり、この衣笠山の山荘には天皇も訪れていることが知られる。他には、西園寺公経（一一七一～一二四四）の

西園寺山荘、その後を受けた足利義満（二三五八～一四〇八）の北山殿などが造営されたのもこの衣笠山である。これを見る限り、この衣笠地区は北山と言われ、王族・貴族の別荘が建っていた地であったようである。因みに、名前は北山・衣笠山とは言っても、今の金閣寺や衣笠山の山頂と、当時の平安京の北限からの距離は大よそ概算で七〇〇～八〇〇m位である。王族・貴族の別荘地として最適であったらしいことがわかる。よって、北山は狭義には衣笠山地区の一区画を示し、広義には京都市の北側を囲む山地を指すようである。したがって、義尹が「受生北山」と記した北山が、どちらを指しているのかは今の時点では判断つきかねると言える。

そこで、更に、この北山についての考察を進めておきたい。『古今和歌集』には、紀貫之（八七二～九四五）が「北山に紅葉折らむとて、まかれりける時によめる」として「見る人もなくて散りぬる山奥の紅葉は夜の錦なりけり」と読んだことにも見えるので、平安時代の前半には北山の名が歴史に出てくるのであるが、承久二年（一二二〇）十一月に、仲資王（一一七七～一二二三）の領地であった北山（衣笠山）を西園寺公経が家領の尾張国松枝庄と相伝（交換）して、寺院を営んでいる。西園寺公経はこの地を入手後に伽藍の造営にとりかかった。西園寺公経が造営した寺院である西園寺（*この寺名が西園寺家の由来である）はかなり壮大な規模で、北

山殿の名でよばれた。その後、この北山殿は、足利義満の手に渡り、康暦二年（一三八〇）にはこの地に一禅院を建て、鹿苑と名づけている。足利義満による北山殿の造営は応永四年（一三九七）に始まっており、翌五年には、足利義満は北山に移っている。通称金閣寺は足利義満の死後、北山殿の舍利殿を中心に寺院としたもので鹿苑寺と言われ、夢窓疎石（一二七五～一三五二）を勧請開山とする。

さて、義尹の生年といわれる建保五年（一二二七）の直前まで、北山の地には仲資王の所領があり、「大慈寺宝塔幹縁疏」を記した正應二年（一二八九）には、西園寺家や藤原家良（一二九二～一二六四）などの所領があったことがわかる。これらが全てではなかったであろうが、『公卿補任』²⁵によれば、西園寺公経は従一位太政大臣を勤めたことがあり、藤原家良は正二位内大臣を勤めたことなどを踏まえれば、この北山の地で生まれるということは、相当に身分が高くなければ不可能であったことだけは判明する。

生年についての一考察

義尹の生年については、諸伝記が建保五年（一二二七）であったことを伝えている。また、示寂した年が正安二年（一二三〇）であり、遺偈に「八十四年、動靜得禪、末後一句、

威音已前。」とあることからしても、その生まれた年は建保五年（一二二七）で間違いないように思われる。しかし、これらの伝記はそのすべてが江戸時代以降のものであるので、これを無批判に取り扱ってよいものであるかという疑問があった。幸いにして義尹自筆の書である「寒巖義尹文書」²⁶の中に義尹の生まれや年齢について書かれている記述があった。そこで、その部分を抜粋して、多少の考察を試みておきたい。

まずは、「大慈寺宝塔幹縁疏」の中の「然今向八旬之算、終欲立多宝之塔。」というくだりである。この「大慈寺宝塔幹縁疏」は正應二年（一二八九）五月十六日に書かれたもので、義尹自筆の「寒巖義尹文書」の一つである。「旬」とは一〇年を一期とするときの称であり、大意は「いよいよ八〇代に向う年齢になり、ついに多宝の塔を立てたいと望む」ということである。つまりこの「大慈寺宝塔幹縁疏」が書かれた時に義尹が七十一歳～七十九歳であったことが判るのである。さて、この一二八九年に義尹が七十一歳～七十九歳でありえる年は、建暦元年（一二二一）～承久元年（一二二九）である。また、同じく「大慈寺宝塔幹縁疏」の中で「受生北山」と義尹自身が述べており、後鳥羽上皇・順徳天皇のどちらかの皇子であるならば、承久三年（一二二二）の承久の乱の前には京都の北山に生まれていなければならず、承久四年

（二二二〇）では正安二年（一一三〇〇）にすでに八〇歳に達してしまふことになるので、建暦元年（二二二一）→承久元年（二二二九）に符合するといえよう。

次に「大慈寺伽藍草創偈」の中に「幸八句餘挑法灯」というくぐりがあることに注目したい。大意としては「幸いにして八〇歳と少しの年齢にしてやと法を掲げることが出来た」といった意味である。この、「大慈寺伽藍草創偈」が書かれた年代は、年記の記載がないことから特定はできていないが、文中に「勅賜大慈禪寺開闢住持比丘義尹」とのくだりがあることから、「伏見天皇綸旨案」より永仁二年（一二九四）三月一〇日に伏見天皇が大慈寺住持に紫衣を勅許したと、「義尹畫像自贊」により永仁元年（一二九四）の春月（陰暦では一月から三月）には如来寺に移っていることなどから、最大でもこの五年間の間に「大慈寺伽藍草創偈」が書かれたものと見られ、その時に八〇歳代であったことがわかる。

一見すると、生年は建暦元年（二二二一）→承久元年（二二二九）に符合する建保五年（二二二七）で間違いないように解されるが、一つだけ疑問が存する。それは、義尹が建保五年に生まれたとすると、「大慈寺宝塔幹縁疏」が書かれた正應二年（二二八九）には、七十三歳であったわけであるが、果たして、七十三歳をもって「向八句之算」と表現するかと

いう点である。さらに言えば、「八句餘」と言う表現であるが、建保五年に義尹が生まれたとすると、これが書かれたのは八十一歳から八十三歳の間に書かれていることになる。八〇歳代の前半の時は「餘」という表現を用いているのに、同じく七〇歳代の前半に書かれたものが、「向八句之算」とするだろうかと言うことである。要するに、正應二年（二二八九）は義尹が生まれてから七十五年以上たっている可能性もあるのではないかとの私見であり、あくまで可能性を述べた程度に過ぎないが、一応提示しておきたい。

生誕に関する諸説

さて、これまでは義尹が、皇子であるのかどうかについてと生誕の年について述べてきたのであるが、もっとも解明されなければならない問題がある。それは、義尹が誰の皇子であるかと言う点である。義尹の生誕に関する先行研究は、古くは柴田得雲氏³⁰⁾や細川道契氏³¹⁾の考察があつた程度であり、近年では川口高風氏³²⁾による研究が存するのみであり、ほとんど研究されていないと言っても過言ではない。

義尹が生まれたとされる建保五年（二二二七）から、数年後の承久三年（二二二一）には承久の乱が起こっている。源頼朝（一一四七→一一九四）の死後、北条義時（一一六三→

一二二四)は執権とともに、侍所別当をも兼ねて、幕府の実権を掌握した。これを不満に思つた後鳥羽上皇は慎重に倒幕計画を練り、承久三年(一二二二)に諸国に兵を徴し、義時追討の宣旨を下した。しかし、一ヶ月後には京都も占領され、完全に失敗に終つた。乱の以後の幕府の処分は嚴重を極め、乱に關係した朝臣は移送の途中に斬殺、上皇方についた御家人も京都市中で斬殺されている。さらには、後鳥羽上皇は院政を停止された上で隱岐に流され、順德天皇は佐渡に流され、土御門上皇は自ら土佐の地に移るといふ、三上皇の流罪といふ結末を見たのである、これがいわゆる承久の乱である。この動乱の時代に京都の北山で生まれてきた義尹であれば、その生誕に關しても諸説が生じているのは仕方がないことであろうか、二説が生じるようになった。後鳥羽上皇皇子説と順德天皇皇子説である。

龜山天皇皇子説

ここで、まず先に論じておかなければならないことがある。それは、義尹が龜山天皇(一二四九〜一三〇五)の皇子であるうという説が存することである。この説は、古来より言われている説の一つと言うわけではなく、川口高風氏の「寒巖義尹の研究」で述べられてより、粟谷良道氏の「義尹」など

でも龜山天皇皇子説があつた様に書かれているが、實質的に川口高風氏によつて取り挙げられた説であり(*川口高風氏もこの説の妥当性を否定している)、細川道契氏や柴田得雲氏も、後鳥羽上皇皇子説・順德天皇皇子説の二説のみを挙げている。

この説の論拠になつてゐるのは、享祿二年(一五二三年)大慈寺に賜つた繪旨「大慈寺再興勅書寫」である。ここに全文を提示すると、

九州肥後国大梁山勅賜大慈禪寺者、為龜山禪定法皇之觀願、弘安元年御建立之靈跡也。寺造成就之後、手自書題額題。今之寺號是也。爾來人皆呼謂肥後之曹洞。仰開山寒巖義尹大和尚、即依為彼仙院皇胤。宗徒號法皇長老云々。當寺之重貴酷超于他院、是以祝楓陞無疆之聖算、祈柳營有德之武運、剩擅守護不入之威。而去永正庚辰之歲、干戈動邦内、災火罹邊地。為之殿堂樓閣過半變灰燼、而勅額亦從之。妖孽何言耶。因茲有門派之一僧來、而仰伏以希再興之天許。其志不淺而已、故下宸筆哉六字。偏仍奮貫者可觀焉者。繪命如此、仍執達如件。

享祿二年四月十九日

右中辨

當寺住持禪室

とあり、この「大慈寺再興勅書寫」では、義尹を「彼仙院皇胤」としている。「仙院」とは太上天皇(天皇の讓位後の尊

称)のこと、「皇胤」とは天皇の血統・皇統という意味である。龜山天皇が讓位したのが文永十一年(一二七四)であり、弘安六年(一二八三)に「大慈寺仏殿幹縁疏」が書かれているので、龜山天皇より勅額を賜ったのがいつで有るかは不明ではあるが、この場合の「彼仙院」とは龜山天皇をさすものとも考えられる。しかし、龜山天皇が建長元年(一二四九)に生まれていることにより、義尹が龜山天皇の皇子だとすることは、史実上ありえない。

「大慈寺再興勅書寫」でいう「彼仙院」が龜山天皇をさすとした場合に、史実上ありえない説がここで生じる可能性を言えば、大慈寺の兵火等による度重なる火災によって、資料類一切が焼失したために、大慈寺でも義尹の出自の詳細がつかめてなかったのかもしれない。「大慈寺再興勅書寫」の文中には「因茲有門派之一僧來、而仰伏以希再興之天許。」ということであるので、門派の一僧侶がやって来て再興をねがったということである。よって、門派の一僧侶からの伝聞であったために、綸旨であつても史実と言えない説が生じたとも考えられる。

しかし、「大慈寺仏殿幹縁疏」でいう、「彼仙院」は義尹が生まれた時に太上天皇だった人を指していると思われる、この場合は建保五年(一二一七)に太上天皇であつた後鳥羽上皇を指していると考えられるのである。よって、「大慈寺再興

勅書寫」より龜山天皇皇子説と言うものが浮上したのであるが、この説そのものの存在を否定しようと言つてよい。

後鳥羽上皇皇子説

そこで、第一説の後鳥羽上皇皇子説であるが、これを伝える資料を、それぞれ父・母・立場について抜粋し、表記を含めて列記してみると

○「寒巖尹和尚本伝」³⁵（撰者、成立年不明）

① 顕徳院 ② 母贈左大臣藤原範季卿女也 ③ 第三皇子

○「国郡一統志」「大梁山大慈寺」の項³⁶（一六六九）

① 顕徳院 ② 母贈左大臣範季卿女也 ③ 第三皇子

○「南越温故集」所収

「吉祥山永平寺畧由来」寛文年間（一六六四～一六七二）

① 後鳥羽院 ② 修明門院ノ御腹

○「曹洞列祖行業記」

「寒巖尹禪師」の章³⁷（一六七三）

① 元曆皇帝（後鳥羽院也初號顕徳院） ② 母（藤原重子號修

明門院）

○「扶桑禅林僧宝伝」卷二

「大慈寺寒巖禪師伝」³⁸（一六七五）

① 顕徳帝 ③ 第三子

○『日域洞上諸祖伝』卷之上

「大慈寺寒巖尹禪師伝」(一六九三)

① 顯徳帝 ③ 第三子

○『洞上聯灯録』卷二

「肥後州大梁山大慈寺寒巖義尹禪師」の章(一七二七)

① 顯徳帝 ② 母贈左丞相藤原範季女 ③ 順徳之弟

と以上の様になる。つまり、江戸時代以降の灯史は、「肥

後州大慈寺開山寒巖禪師略伝」⁴¹と『延宝伝灯録』卷七「肥後

州大梁山大慈寺寒巖義尹禪師」の章と『本朝高僧伝』卷二

○「肥後大慈寺沙門義尹伝」⁴²以外はすべて、後鳥羽上皇皇子

説を伝えるのである。しかも、『延宝伝灯録』と『本朝高僧

伝』は共に卅元師蛮(一六二四〜一七一〇)の著であり、そ

の『本朝高僧伝』には、『延宝伝灯録』より前に「肥後州大

慈寺開山寒巖禪師略伝」の字が見えるので、卅元師蛮が「肥

後州大慈寺開山寒巖禪師略伝」を参照していたらしく、順徳

天皇皇子説は、実質的には「肥後州大慈寺開山寒巖禪師略伝」

にのみ伝えていと言っている。

そこで、この後鳥羽上皇皇子説を検証しておきたい。まず

は、母である藤原範季の娘の重子で、修明門院(*以後修明

門院で統一する)と呼ばれた人についてである。修明門院は

寿永元年(一一八二)に生まれ、文永元年(一二六四)

に亡くなっている。修明門院が生んだ子供は、順徳天皇(一

一七七〜一二四二)と、雅成親王(一二〇〇〜一二五五)と、

尊快入道親王(一二〇四〜一二四六)が『本朝皇胤紹運録』⁴³

や『一代要記』⁴⁴などの諸記録より判っており、義尹の名は記

録されていない。また、その年齢も義尹生年の建保五年(一

二二七)は、修明門院が三十五歳という当時子供を生むには

高齢と見られる年齢であるので、義尹の母を修明門院するこ

とは成り立たないように思われる。しかし、修明門院は順徳

天皇皇子の善統親王(一二三三〜一三一七)を猶子としてお

り、実母の可能性はほとんど無いと言えるが、育母であった

可能性は残る。

次に、第三皇子であったとされる点である。後鳥羽上皇は

治承四年(一一八〇)の生まれであるので、建保五年の時点

では、三十八歳という年齢になっていることになる。

『本朝皇胤紹運録』を抜粋すれば

順徳院 諱守成。治十一年。母修明門院。贈左大臣

範季女)建久八九十降誕。

雅成親王 三品。承久三七移但馬国。嘉祿二十二出家

廿七。建長二於国薨。號六條宮。母同順

徳)。

尊快法親王(俗名寛成。座主。梶井。承圓弟子。母同順

徳)。⁴⁵

とあり、建保五年(一二二七)に生まれたとする義尹に対し

て第三皇子というのは、どのように解しても不可能といえる。義尹の母とされる修明門院だけでも、元久元年(一一〇五)までに三人の皇子を産んでいたので、その一点を見ても成立しないといえよう。そこで、細川道契氏は『寒巖禪師嗣承決』において、第十三皇子であるのを誤って第三皇子として伝えたのではないかとの新説を示した。後鳥羽上皇には『一代要記』でも『本朝皇胤紹運録』でも多少の誤差はあるものの共に皇子を十六人記録しているので、第十三皇子の可能性を完全には否定できないが、確証する手段はない。また、『皇年代略記』や『神皇正統記』、次に述べる『仁和寺御日次記』の文中には、はっきりと順徳天皇が後鳥羽上皇の第三皇子と明記してある。

順徳天皇皇子説

それでは、第二説の順徳天皇皇子説である。この説は前述したように、「肥後州大慈寺開山寒巖禪師略伝」と『延宝伝灯録』と『本朝高僧伝』に見えるが、実質「肥後州大慈寺開山寒巖禪師略伝」にのみ挙げられている説と言える。この略伝は、その伝記の中に明らかな間違いもいくつか記録されており、義尹の伝記資料のなかでは最も古い資料である可能性は高いが、その信憑性には問題がある。それゆえ、何らかの

資料によったものなのか、建保五年が順徳院建保五年であることから、単純に順徳天皇の皇子であるとしたのか判断つきかねると言える。

しかし、近年『仁和寺御日次記』の建保五年条に、

二月廿日丁丑、今上皇子誕生(御母公雅法印女、宰相局)⁵⁰という記述があることがわかり、「本朝皇胤紹運録」「一代要記」「皇胤系圖」などの諸記録に記録されている順徳院の皇子「尊覚法親王・懐成親王(九條帝)・忠成王・覚恵法親王・彦成王・善統親王」以外に、他の諸記録には一切記載がなく、その後の履歴が不明な皇子がいることが知られるようになった。この皇子が生誕した建保五年(一一一七)は、義尹の伝記で言われる生年と一致していること、この皇子が順徳天皇の第三皇子である可能性があることにより、この皇子こそ義尹であり、したがって義尹が順徳天皇の皇子ではないかとする説が浮上したのである。柴田得雲氏の「法皇禪師寒巖義尹大和尚御伝記」や「晋濟開祖寒巖法皇禪師勤王之事蹟」⁵¹の中には、すでに「公雅法印」や「宰相局」のことについて触れているので、柴田得雲氏がこの説を最初にあげたと思われるが、出典を明記していないため詳細は不明である。

順徳天皇の皇子で、第一皇子は尊覚法親王であることは『天台座主記』⁵²に記載あり、尊覚法親王の生年については、『仁和寺御日次記』の承久二年(一一二〇)十二月の条に、

十日丙寅。今上第一皇子（御年六）。令人仁和寺宮給。公卿侍臣扈從之。⁵⁴

とあることや薨去の際の年齢から、建保三年（一二一五）の生まれである。同じく『仁和寺御日次記』により、懐成親王が建保六年（一二一八）十月十日の生まれである。忠成王と善統親王は『本朝皇胤紹運録』や『帝王編年記』に出ている薨去の際の年齢から、忠成王が承久三年（一二二二）、善統親王が天福元年（一二三三）の生まれであろう。

生年のわかっていない皇子は二人おり、一人は覚恵法親王であり、もう一人は、彦成王である。公雅法印の女で宰相局を母に持つ皇子と合わせ、どちらが第二皇子・第三皇子なのかははっきりしていないが、義尹が第三皇子という言い伝えが正しいとなると公雅法印の女で宰相局を母に持つ皇子は、義尹であり順徳院の第三皇子である可能性が高いと言えよう。ただし、顕徳院（後鳥羽上皇）と順徳院（順徳天皇）の名前が似ており、なおかつ、顕徳院の第三皇子が順徳院であることから、第三皇子であること自体が、単純な混同であった可能性は存しよう。

公雅法印について

では、『仁和寺御日次記』にいう公雅法印とは、いったい

誰を指すものであろうか。未だこの点について明確に記した論文は見当たらない。『尊卑分脈』⁵⁵によって「公雅」の名を冠し、尚且つ建保五年あたりに生存しているだろう人物を探してみると、一人は西園寺公雅（一一八三〜一二四八）がおり、もう一人に源雅綱の子に、源公雅がいる。

そこで、まず西園寺公雅について触れておきたい。『公卿補任』により、承久四年（一二二二）の条の西園寺公雅の項に四十とあることから、生年が寿永二年（一一八三）であることがわかる。よって、建保五年には西園寺公雅は三十五歳ということになる。若いながら順徳天皇の後に成り得る子がいたとしても不自然ではない。またこの場合は、義尹が「大慈寺宝塔幹縁疏」で「受生北山」と言った北山とは衣笠山一帯をさし、尚且つこの北山は義尹の生年の当時、西園寺家の所領になっていたいのであるから、北山というのが出生地を指すというより、西園寺家の家柄を指していたと考えざるを得ない。日記や手記などと違い、わざわざ外部に知らせるためにその出身についての明言を「幹縁疏」にしたのであるから、「幹縁疏」が書かれた時代に北山に所領を持っていたことで名高かった西園寺家の出自であることを明言した可能性は存しよう。

ただし、この建保五年の時、西園寺公雅は、『公卿補任』により、その位階が「正四位下」であることがわかる。後に

法印となったことも有り得るので、順徳院の母については後から補足したとも考えられるが、それ以外の最も新しい年記は順徳院に「治承久三年」という補足であり、他にこの日記に登場する人物は、調べた結果、日記が記された当時に則した注が付けられている。したがって、この建保五年生まれの皇子の母だけに補足したとは考えられないことから、公雅法印が西園寺公雅である可能性は低いと言えるであろう。

源公雅について

源公雅については、すでに川口高風氏の「寒巖義尹の研究」に指摘があり、そのまま引用すると

公雅は村上源氏雅綱の六男であり二男である宗雅が元久元年（一一〇四）三月七日に母を亡くしているのでその点から考え公雅も一一〇〇年前後には、立派な法印となり一一一七年には、一人前の娘がいたことを想像でき

る。としてゐる。恐らくは『尊卑分脈』の源宗雅の記載に依つたものである。但し、源宗雅や源公雅の詳細についてはわからないということになる。

そこで、さらに『公卿補任』により源宗雅を調べてみると、建仁三年（一一〇三）の条、従三位の項に記されており、保

延五年（一一三九）一月五日に始めての位階を中宮より叙位されていることが知られる。この叙位が何歳の頃になされたかは記述が無く、また従三位が叙位された翌年の元久元年（一一〇四）に、「三月七日出家」と記されているので、母が亡くなった日に出家したものと思われる。以後この「公卿補任」にも名が出てこないもので、生没年は不明ということになるが、これにより年齢は大まかではあるが推測は成り立つ。

源公雅に関しては、『尊卑分脈』にも法印以外の情報は一切ないので、まったくの不明であると言つてよい。そこで、つぎに法印という観点からの考察を試みておきたい。中世の僧位・僧官・僧綱については先行研究⁵⁶⁾が多く、かなり解明が進んでいる。但し、『僧綱補任』⁵⁷⁾に載せる事項は、『僧綱補任残闕』⁵⁸⁾が元暦二年（一一八五）までの事跡を載せているのを最後に、それ以後の記事が見られないので、先行研究や『僧綱補任』を用いても建保五年頃の法印の消息を突き止めることができない。

しかし、この『僧綱補任残闕』には大変興味深い記事が存している。まず、寿永三年（一一八四）の条であるが、二会の項に「公雅」⁵⁹⁾とあり、更に元暦二年（一一八五）の条には、三会の項に「公雅廿一」⁶⁰⁾とある。ここに記される「廿一」とは、年齢を指すとも考えられるが、同じく『僧綱補任残闕』には、寿永三年条の二会の項に「公胤廿七」、元暦二年条の

三會⁶²の項に「公胤廿八」とある。公胤の生年は、『園城寺長吏次第』には、

號明王院僧正能說謬人也。大納言源雅俊孫、阿ザリ行顕弟子、大貳憲俊子也。建保三年壬六月廿四日滅七十一。私云黒谷伝記云、建保四年閏六月廿日、於禪林寺邊公胤寂七十二歳云々。或云々胤者道元和尚師也、建保四年ハ道元十七也可尋⁶³。

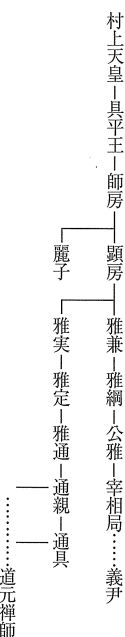
とあり、建保三年（一一二五）に七十二歳で示寂したとする説と、建保四年（一一二六）に七十二歳で示寂したとする説が挙げられており、その生年は、天養元年（一一四四）か、久安元年（一一四五）ということになる。よって、ここに記される漢数字は、法臘を表していると解すことが出来るであろう。ただし、『園城寺長吏次第』に記される公胤の伝記には問題が存する。したがって、『僧綱補任残闕』の記事に従えば公胤の出家は久寿二年（一一五五）、公胤の出家は保元三年（一一五八）ということになる（公胤と『園城寺長吏次第』に記される伝記については後述）。元暦二年には西園寺公雅は生まれていないのであるから、この『僧綱補任残闕』に載せる公雅は源公雅である可能性が高く、更に建保五年に法印であり得る公雅もこの源公雅しか見つけることができないので、同一人物であろうと思われる。よって、源公雅の出家は、久寿二年で、順徳天皇の皇子が生まれた時には、法臘

六十三であり、宰相局と言われる娘がいたということになる。

そこで、佐藤亮雄氏の『僧伝資料』⁶⁴（三）によって、「公雅」を調べてみると、九条兼実（一一四九〜一二〇七）の日記『玉葉』⁶⁵には二十一箇所、藤原経房（一一四三〜一二〇〇）の日記『吉記』⁶⁶には一箇所、中山忠親（一一三二〜一一九五）の日記『山槐記』⁶⁷には一箇所、藤原長兼の日記『三長記』⁶⁸には二箇所、藤原定家（一一六二〜一二四二）の日記『明月記』⁶⁹には十一箇所の公雅に関する記述があることがわかる。さらに稲村榮一氏の『訓注 明月記』⁷⁰によって調べると、『明月記』には実際には十六箇所の記述が存している。これらは、その活躍の時期より、源公雅を指していることは間違いない。あまりに多くの記述であり、その全てを紹介することは出来ない。その内、年記を有する最後の記事を紹介すると、『明月記』の建暦元年（一一二一）十一月二十九日の条に「明日宣秋門院御仏事云々、公雅導師云々⁷¹」とある。ほかに、これらの記述以外には、「建保三年記」⁷²に、建保三年（一一二一五）三月二十九日に諸社で読経した僧のなかに、賀茂上社で読経した僧として「法印和尚位公雅」という記述を見つげることができた。以上のことから『仁和寺御日次記』に記される「公雅法印」は源公雅を指していると言えるであろう。

村上源氏について

この源公雅は、村上源氏の末裔である。村上源氏と云えば、義尹の師である道元禪師は村上源氏八代の末であることは広く知られている。そこで、この二禪師の系図を必要な箇所だけ『尊卑分脈』より抽出して図にしてみると次の様になる。



（*道元禪師の父は通親説と通具説がある）

これを一見して解るように、互いに村上源氏の系統であり、血縁もかなり近いことがわかる。初期永平寺僧団を代表する高貴な身分の二人がともに村上源氏の出自であることは大変興味深いといえよう。

更に、受生北山についての考察を加えておきたい。例えば、『京都の歴史』第六卷（北区）⁷³などには、京都市を囲む北側の山地の一例として、藤原公任（九六六—一〇四一）の岩倉長谷山荘や西賀茂靈巖寺妙見堂などが挙げられている。他には、角田文衛氏の「村上源氏の埜域」⁷⁴には、寂樂寺の北山（北の山）は村上源氏にとって重要な箇所であったことが述べられている。同書は主には平信範（一一二—一一七）七出

家）の『兵範記』⁷⁵に依り、そのことを論じているのであるが、本稿で注目すべきは同書にも引用のある久寿二年（一一五五）の五月二十日条の中に、

故京極大北政所、永久五年薨給。即安置北山靈鷲院。元永元年五月十三日、改葬北白河。⁷⁶

と記されていることである。要約すると、「京極大北政所（従一位源麗子）が、永久二年（一一一四）四月に薨去し、その遺骨が北山の靈鷲院に安置され、元永元年（一一一八）五月十三日に北白河の墓地に改めて葬られた。」となる。因みにこの源麗子も村上源氏にあたり、北白河の地は角田文衛氏が村上源氏の埜域（墓地）があつたであろうとしている場所である。

靈鷲院公雅について

北山の靈鷲院が、如何なる寺院であつたか、具体的に何処に存したかなど詳細は今に伝わっていない。しかし、源公雅について調査をさらに進めると、『三井統灯記』⁷⁸巻一に「靈鷲院公雅」として伝記が存し、非常に興味深い記事を見つめることが出来た。そこで、この記事の全文を提示してみた。

釈公雅、姓源氏、右中弁雅綱之子也。入公顯室、得度受

具。又見良慶究於台宗。比日公胤及雅、為四海義龍、早達于天聰。因茲同時得最勝講聽衆之請、而待宮闕矣。于時雅對南寺義俊、舉聖二離八修各二離繫得之間目、俊幾于屈、以故詰答曰、在大乘講讚筵、豈論小乘俱舍義乎。為相宗証義者。玄緣亦同于俊、為台門証義者。覺智曰、御願講席有小乘論義者。寬弘以來、每年之例、就中俱舍是法相之寓宗。今之講師、奈棄之。何唯答正義者可乎。終無言杜口矣。時人曰、俊也毘耶之再生者乎。為本寺大堂立者并題者、又登四宗証位、勅賜法印位權大僧都、寂承久二年十二月十日也。靈鷲院號、自雅而始。只恨有闕房之過。似衆香之曇無竭者乎哉。⁷⁹

この公雅とは、「右中弁雅綱之子」と有ることから、前述の源公雅その人であり、源公雅の略歴を見つけることが出来たといえよう。そこで、同文書より確認できることをあげておきたい。法印位權大僧都を勅賜されていること。公蹟（一一〇〇〜一一九三）に入室し、得度受具した事。また良慶（一一〇七〜一一九二）に天台を学び、更には公胤（一一四四〜一一二六）とは、並び称されるほどで、同時に最勝講聽衆の請を受け、宮廷に参じている。承久二年（一一二〇）十二月十日に示寂したことなどが判明した。

この他にも、『三井統灯記』巻六には、探題次第（雖四五輩在高僧記。依未委憲自最初載焉。）の項に、

寒巖義尹の研究（館）

公雅。靈鷲院律師、五十八、建永元又勤仕。

正治二年十月。⁸⁰

と記されている。この記述によって、正治二年（一一二〇）と、建永元年（一一〇六）に三井寺の十月会探題を勤めていることがわかる。正治二年に、五十八歳であれば、その生年は、康治二年（一一四三）ということになる。前述の『僧綱補任殘闕』の記事と合わせると、久寿二年（一一五五）が出家の年であつたので、法臘は六十六、世寿は七十八といつたところである。靈鷲院と号したこと等が判明したのである。おそらく、源公雅が靈鷲院と号したのは、靈鷲院の院主であつたからではないかと考えられる。

この、『三井統灯記』巻一「靈鷲院公雅」の記述には義尹に繋がる箇所が存する。それは、公胤である。公胤とは、道元禪師が三井寺で天台を学んだ師である。ちなみに、道元禪師と公胤については、青龍宗二氏の「道元禪師と公胤僧正の相見について―特に疑團の問題に関連して―」⁸¹がある。従来は、『三大尊行状記』で言われているように建保五年（一一一七）に道元禪師が公胤のもとに参じていたとしていたが、公胤の伝記を記す『園城寺長史次第』に、公胤が建保四年閏六月二十日に示寂したとある為に、その参学の問題が無いわけではなかつた。しかし、青龍宗二氏によれば、『三井統灯記』巻九に「戊寅六年、十月会題者長史公胤、一筭経玄精

之至得否者、公胤示之、即退出。」と記されていることよ
つて公胤が建保六年より後も存命していることが知られるこ
とから、道元禪師が三井寺を訪れた時は、建保五年（一一一
七）だろうとしている。つまり源公雅と道元禪師の師は、同
時代に活躍し交流があったことが知られるのである。

青龍宗二氏によって、『園城寺長吏次第』に記される公胤
の伝記の妥当性が否定されたわけであるが、前述した『三井
統灯記』巻六の、探題次第（雖四五輩在高僧記。依未委憲自
最初載焉。）の項には更に興味深い記事が存している。ここ
に紹介すると、

公胤。明王院権小僧都。四十六歳。

建久元年十月。建曆三年十月。於長元床勤之。⁸³

と記されている。この記事にしたがい、建久元年（一一九〇）
に四十六歳であったとすると、その生年は久安元年（一一四
五）となる。前述した様に、『園城寺長吏次第』に「黒谷伝
記云」として、建保四年に七十二歳にて示寂したことが記さ
れており、この記述より導き出される生年と、『三井統灯記』
巻六の記述より導きだされる生年は一致していることにな
る。よって、本稿では、久安元年説を採用しておきたい。

ちなみに、公雅と公胤の関係を記すものは、『三井統灯記』
の記載だけではない。『三井統灯記』に記される、公雅と公
胤が同時に請を受けた最勝講のことが、『山槐記』の治承二

年（一一七八）五月二〇日条に記され、聴衆の中に公雅と
公胤の名を確認できることをはじめとして、『吉記』の寿永
二年（一一八三）二月二十八日条には「已講公雅公胤」とあ
り、已講として公雅と公胤の名が記されている。他には、『三長記』の建久六年（一一九五）八月二十五日条の仁王講
の記事には、「僧都公胤」と「律師公雅」との名を見つける
ことができる。記録が残っているものだけで三つの記事が存
しているのである。その交流は多岐にわたっていたと考えざ
るを得ない。後に、義尹が道元禪師の元を興聖寺に訪れた理
由はここに求めることが出来るのかもしれない。公胤の伝記
については、別の機会を設け詳しく考察したいと思う。

ここで、『三井統灯記』に記される「閨房之過」について
の説明を加えておきたい。閨房とは寢室のことであるが、特
に夫婦の寢室を指すため、ここでは、暗に公雅に夫人がいた
ことを示していると解される。さらに、『三井統灯記』では、
「閨房之過」を、「只恨む」こととしていることから、このこ
とが、僧侶として唯一の汚点になっていたことがわかる。
『明月記』の建仁三年（一一〇三）五月十九日条に「公雅猶
不任僧都」とあることなども、こういったことが理由であつ
たものと解される。公雅に、宰相局という娘がいたという記
述にも符号すると言える。また、公雅に夫人がいたことによ
つて、のち義尹という僧が生まれ、道元禪師門下に参じ、九

州における曹洞宗の発展の祖となり、現在に法脈を伝えてゐることなどを考えると、この記述は大変興味深いといえる。そこで、これまでのことを整理してみると、公雅は義尹が生誕した時に、生存してゐて、尚且つ法印であつたことがわかる。よつて、義尹の母方の出自は村上源氏である可能性は高いと言えよう。

受生北山と靈鷲院をめぐる問題点

さて、ここで問題となるのは、『兵範記』に記される北山の靈鷲院と、公雅が院主であつた靈鷲院が果して同一のものであつたか否かという点である。そこで、靈鷲院に関してさらに調査を進めると、『三井続灯記』巻八の「諸師跡院家」に、靈鷲院について、

靈鷲院。號近衛坂。

公雅 房慶 道喜 房源 房喜 房暁 房親 房仙
房聖 房深 房淳 房譽 房能 房縁^②

という記述が存している。この記述は、『三井続灯記』巻六「靈鷲院公雅」に「靈鷲院號、自雅而始。」と記されていることに符号するわけであるが、ここで、靈鷲院が近衛坂と號していたことが判明するのである。

さらに、近衛坂について調べてみると、『山城名勝志』巻

十三に記述が見られた。ここに紹介すると、

○近衛坂（吉田山與善正寺之間ノ坂路也）

○靈鷲院（號近衛坂三井ノ院家）

藤氏系圖寺房瑜（號靈鷲院法印大僧都）。応仁記云、

三井ノ御門徒ニ八圓滿院・聖護院・花頂・実相・若皇

子・吉田・靈山近衛坂

○宣秀卿後教書案云、東山近衛坂房兼僧都^②

という記述がみられる。これによれば、近衛坂は吉田山と善正寺の間の坂路であつたことが記されている。善正寺は現在も存しており、京都市左京区岡崎東福ノ川町にある。善正寺より、北北東におよそ五百メートルほどのところに吉田山の山頂があるので、当時の地形までは分からないが、現在の善正寺付近より近衛坂と呼ばれていたことになる。坂路ということなので、この坂の上の方であろうか、吉田山に向かう坂路に靈鷲院が建つていたことになる。この記述により公雅が院主であつた靈鷲院が特定できたと見えよう。ただ、問題となるのはこの記述のみからすると、靈鷲院は現在の東山に存していたということになってしまう。

そこで、再び『兵範記』の記事を考察したい。『兵範記』に依れば、永久五年（一一一七）に亡くなった源麗子の遺骨を北山の靈鷲院に安置したとされるわけであるが、この記事を、中御門右大臣の藤原宗忠（一〇六二―一一四一）の日記

である『中右記』によって調べると、実際には、源麗子は永久二年（一一一四）の四月三日に亡くなったことが判り、同じく永久二年の四月廿二日条には、

今夕京極殿有御葬送事（中略）御骨中宮大進仲朝臣奉懸、暫奉置故重任堂（故造酒正重任堂名靈鷲寺云々）。

とあることから、靈鷲院は、古くは靈鷲寺と称せられていたらしいことがわかる。また、この記述には北山とは書かれていない。

では、北山には果して靈鷲寺という名の寺院は存していたのであるか。そこで靈鷲寺を調べると、『山城名勝志』巻二十一と『和漢禪刹次第』の記述により、靈巖（無嵩）良眞が開山で、北山に靈鷲寺が存していたことがわかる。臨済宗仏光派の靈巖良眞の伝記は『延宝伝灯録』巻十九「洛北靈鷲寺夢嵩良眞禪師」の章と『本朝高僧伝』巻二十四「洛北靈鷲寺沙門良眞伝」に見ることができ、生没年は不明であるが、靈巖良眞は無学祖元（一一二六～一二八六）法嗣の一翁院豪（一一一〇～一二八一）の法嗣であるので、『中右記』に記される靈鷲寺とは異なるように解されるが、もともと北山に存していた靈鷲寺を、靈巖良眞が禪寺に改宗して、開山となつたと考えられなくもない。また、靈巖良眞は、西園寺家との交流が存したことから、ここで指す北山靈鷲寺は、衣笠山周辺にあつたと考えられるが、衣笠山周辺が西園寺家の

所領になるのは承久二年（一二二〇）以降のことである。また、平安京北西にある衣笠山から、平安京北東にある北白川周辺の寂楽寺の北山に遺骨を移すことが不自然にも感じられる。

ここで、靈鷲院・靈鷲寺について整理しておきたい。

- ① 近衛坂 靈鷲院 『三井続灯記』
- ② 北山 靈鷲寺 『和漢禪刹次第』
- ③ 北山 靈鷲院 『兵範記』
- ④ 北山 靈鷲寺 『中右記』

となるわけである。確実に判るのは、①靈鷲院と②北山靈鷲寺は別々に同時代に存していたことだけである。③北山靈鷲院と④靈鷲寺は同一のもので考えられるが、靈鷲寺と呼ばれていたものが靈鷲院と呼ばれるようになったのかは不明である。北白川の地とその周辺が村上源氏との関わりが深いことなどを考えると、源麗子の遺骨は、最初④靈鷲寺に移され、さらに③靈鷲院と呼ばれる様になり、後に公雅が院主となつて、靈鷲院と号すようになったと解したいが、③靈鷲院が北山（衣笠山）に存していたと解すとやはり問題が生じてしまう。

ここで、『兵範記』に寂楽寺の北山（北の山）と記されていることに注目したい。角田文衛氏は「村上源氏の埜域」のなかで、「寂楽寺宝藏物紛失失案」に記される寂楽寺の記述

を元に、現在の京都市左京区北白川の丸山の南部にあったのではないかの説を挙げてゐる。寂楽寺の位置はなお確実ではないが、この説によれば、近衛坂の隣にある吉田山より二五〇メートル程にある丸山を北山と呼んでいたことになる。また、吉田山付近から北白川の丸山付近に遺骨を移すのは、村上源氏の墓地が有った地域と言うことを踏まえれば妥当な説だと考えられるのである。ただし、吉田山付近に存した①靈鷲院が、③北山靈鷲院と呼ばれていたかについては疑問が残る。

しかし、靈鷲院をめぐる考察の前に、義尹が「受生北山」と記した北山が、衣笠山を指すのか、北山靈鷲院を指すのかという問題を考えねばなるまい。仮に、①の靈鷲院と③の北山靈鷲院が同一のものであったとして、吉田山付近を北山とも呼称していたとする。しかし、義尹は九州において「幹縁疏」を記したのであるから、ここで言う北山は万人に判る北山であろうという問題が存する。また、ここで言う北山が万人に判る北山であったとしたならば、義尹の生まれた時は、衣笠山は仲資王の所領であるという問題が存するわけである。よって、義尹の生まれた北山はなおまったくの不明であると言わざるを得ない。

おわりに

今回、義尹の出自を再び一から考察を試みた。資料の制約もあり義尹の出自を確定するには到らなかった。ただしかなりの高い確率で、義尹の出自は、順徳天皇の皇子であろうこと、母は公雅法印の娘で宰相局であり、公雅法印は源公雅であろうことを追認できた。少なくとも、『仁和寺御日次記』の公雅法印は源公雅であることは確定したと言つていい。また、義尹が自身の生誕の地について「受生北山」と述べていたことは大きいといえよう。この記述によって、北山と義尹の関係を考察することが出来た。

ほかに、今までほとんど不明であった源公雅について多くの事実が判明したことは大きい。これによって、義尹が道元禪師と同じく村上源氏の出身である可能性が高く、このことは初期禅宗史や曹洞宗史を考える上で重要な視点を与えるものと思われる。また、義尹の祖父にあたるだろう源公雅と道元禪師の師である公胤との関係が判明したことは、義尹が興聖寺に訪れた一因になったとも考えられ、その関係を物語る上で重要な位置づけを与えるものと考えられる。

但し、今回の考察では、残念ながら北山や靈鷲院そのものを特定することは出来なかった。よって、今後、村上源氏や、北山や靈鷲院等との関わりも含めたさらなる考察が必要であ

る。

(付記) 本稿制作にあたり、ご指導を賜った駒澤大学の佐藤秀孝先生に深くお礼を申し上げる次第です。

注

- (1) 『三大尊行状記』等には、「村上天皇九代苗裔、後中書王八世遺胤」と記されている。また『永平広録』巻五「永平寺語録」に「育父源重相忌上堂」があり、この源重相とは時代的には源通具を指すとされる。一つに世代の数え方が問題となり、一つに育父が実父を指すかと言う問題があり定説を見ない。通親説は、江戸時代の面山瑞方によって提唱されて以来、大久保道舟氏によって定説となり、竹内道雄氏によって継承されてきた。一方通具説は、山端昭道氏によって挙げられ、中世古祥道氏によって継承された。後に河村孝道氏や鏡島元隆氏によって追認され、現今では通具説が主流である。
- (2) 「大慈寺寒巖義尹和尚皇子タルヘキノ考証」は、国会図書館所蔵の三條家文書に依る。成立年は不明であるが、明治と大正頃と見られる。
- (3) 九州大学狹野文庫所蔵の「寒巖義尹禅師皇胤考」は成立年不明であるが、昭和四年の判があることから、昭和四年までに成立したことがわかる。
- (4) 「大慈寺再興勅書寫」は「曹洞宗古文書」拾遺の九七頁と、『熊本県史料』中世篇第二の六六九—六七〇頁に全文を載せる。
- (5) 「秀香和尚讓状」は「曹洞宗古文書」上巻の「曹洞宗法脈系

譜」六〇九頁—六一〇頁と、『熊本県史料』中世篇第一の「附法系図」五六—五七頁に全文を載せる。

- (6) 『三大尊行状記』(『曹洞宗全書』史伝上、一九二九年) 一一—一九頁
- (7) 『永平寺三祖行業記』(『曹洞宗全書』史伝上、一九二九年) 一九頁
- (8) 『建斯記』(河村孝道『諸本對校永平開山道元禅師行状建斯記』一九七五年)
- (9) 河村孝道『諸本對校永平開山道元禅師行状建斯記』三三—三六頁
- (10) 広瀬良弘「寒巖派の永平寺出世問題」(『宗学研究』第二十三号、一九八一年) 八—一八六頁
- (11) 『報恩録』曹洞宗全書本(『曹洞宗全書』宗源下、一九三〇年) 六一—九頁
- (12) 『報恩録』の永昌院藏本は、『禅門抄物叢刊』第十七(一九七六年)に依り、大輪寺藏本は、『洞門抄物と国語研究』大輪寺藏報恩録(一九七六年)に依る。なお、『禅門抄物叢刊』の解題に「報恩録」について詳しく論じられている、参照されたい。
- (13) 『南越温故集』所収「吉祥山水永平寺畧由来」(『越前若狭地誌叢書』上巻、一九七一年) 五六〇—五六三頁
- (14) 『越前若狭地誌叢書』上巻、五六—一頁
- (15) 『明智軍記』「朝倉義景永平寺参詣事付城地事」(二木謙一『明智軍記』一九九五年) 三三—三三三頁
- (16) 「義介禅師の伝記と業績」(『永平寺史』上巻、一九八二年) 二二—五—二五—四頁
- (17) 河村孝道『諸本對校永平開山道元禅師行状建斯記』三一—三二頁
- (18) 『宝慶記』(『曹洞宗全書』宗源下、一九三〇年) 一一—一二頁
- (19) 『曹洞宗全書』宗源下、三頁

(20) 『曹洞宗全書』宗源下、二頁

(21) 「大慈寺宝塔幹縁疏」は『曹洞宗古文書』下巻の三九六一—三九七頁と、『熊本県史料』中世篇第二の六六四—六六五頁と、『寒巖派の歴史と美術』の一頁・七二—七三頁に全文を載せる。

(22) 『日本歴史地名大系』第二十七巻（京都市の地名）、平凡社、一九七九年

(23) 『帝王編年記』（『新訂増補国史大系』第十二、一九九九年）四四四頁

(24) 『古今和歌集』（松田武夫『新釈古今和歌集』上巻、一九六八年）五八四—五八五頁

(25) 『公卿補任』（『新訂増補国史大系』第五十三—第五十七、一九七一年）

(26) 「大慈寺文書」の中で、寒巖義尹自筆、もしくは自筆と伝えられるものを「寒巖義尹文書」とする。「大慈寺文書」については、大久保道舟氏の『曹洞宗古文書』（一九七一年）や『熊本県史料』中世篇第二（一九六二年）などに載せている。また、『寒巖派の歴史と美術』（熊本県立美術館、一九八六年）に写真入りで紹介されているものもあり、同書によって校訂を加えた。

(27) 「大慈寺伽藍草創偈」は『曹洞宗古文書』下巻の三九七頁と、『熊本県史料』中世篇第二の六五四頁と、『寒巖派の歴史と美術』の一頁・七二頁に全文を載せる。

(28) 「伏見天皇繪旨案」は『曹洞宗古文書』下巻の三九八頁と、『熊本県史料』中世篇第二の六六五—六六六頁に全文を載せる。

(29) 「義尹畫像自賛」は『曹洞宗古文書』拾遺の九六一—九七頁と、『熊本県史料』中世篇第二の六六六頁と、『寒巖派の歴史と美術』

術』六頁・六七—六八頁に全文を載せる。

(30) 柴田得雲「法皇禪師寒巖義尹大和尚御伝記」（『第一義』二十九、五号）三〇—一号に四回にわたり掲載、一九二六年）

(31) 細川道契『寒巖禪師嗣承決』一九〇九年

(32) 川口高風『寒巖義尹の研究』（『仏教学会誌』巻一〇、一九六八年）七—一五頁

(33) 粟谷良道『義尹』（『道元思想のあゆみ』一（鎌倉時代）、一九九三年）三五四—三六五頁

(34) 「大慈寺仏殿幹縁疏」現在は浜松の普濟寺にある。もともとは大慈寺に伝わっていて、他の「寒巖義尹文書」と共に伝来したが、寒巖派の結束を固める意味で、江戸時代の元禄十六年（一七〇三）に、普濟寺とその十三門派に大慈寺住持の龍谷宗吟が送ったもの。よってこの「大慈寺仏殿幹縁疏」も「寒巖義尹文書」の一つとすべきであろう。「寒巖派の歴史と美術」の四九頁・一一五—一七頁に写真入りで紹介されているほか、『国郡一統志』三四—三五頁にも全文を載せる。

(35) 「寒巖尹和尚本伝」（宮内庁書陵部所蔵『寒巖尹和尚本伝大梁山寺記』所収「寒巖尹和尚本伝」、一九二五年写）

(36) 北島雪山『国郡一統志』大梁山「大慈寺」の項（『肥後国史料叢書』第一巻、一九七三年）二八—一五〇頁

(37) 懶禪舜融『日域曹洞列祖行業記』（『寒巖尹禪師』の章（『曹洞宗全書』史伝上、一九二九年）三〇—三一頁）

(38) 高泉性激『扶桑禅林僧宝伝』巻二「大慈寺寒巖禪師伝」（『大日本仏教全書』第七〇、鈴木学術財団、一九七二年）二一七—二一八頁

(39) 湛元自澄『日域洞上諸祖伝』巻之上「大慈寺寒巖尹禪師伝」（『曹洞宗全書』史伝上、一九二九年）四三—四四頁

(40) 嶺南秀恕『日本洞上聯灯録』巻二「肥後州大梁山「大慈寺寒

- 巖義尹禪師」の章(『曹洞宗全書』史伝上、一九二九年)二四三—二四四頁
 (41) 「肥後州大慈寺寒巖禪師略伝」(『統群書類従』第九輯上、一九二七年)三六三—三六四頁
 (42) 正元師蛮「延宝伝灯録」巻七「肥後州大梁山大慈寺寒巖義尹禪師」の章(『大日本仏教全書』第一〇八、仏書刊行会、一九七九年)一—一六頁
 (43) 正元師蛮「本朝高僧伝」巻二〇「肥後大慈寺沙門義尹伝」(『大日本仏教全書』第一〇二、仏書刊行会、一九七九年)二九二—二九三頁
 (44) 「本朝皇胤紹運録」(『群書類従』第五輯、一九三〇年)一—一三四頁
 (45) 「一代要記」(『改定史籍集覧』第一冊、一九八三年)
 (46) 「群書類従」第五輯、七五—七七頁
 (47) 「皇年代略記」(『群書類従』第三輯、一九三三年)二二四—三〇〇頁
 (48) 「神皇正統記」(『群書類従』第三輯、一九三三年)一一二—七頁
 (49) 「仁和寺御日次記」(『統群書類従』第二十九輯下、一九二六年)三二九—三四四頁
 (50) 「統群書類従」第二十九輯下、三三六頁
 (51) 「皇胤系圖」(『統群書類従』第五輯上、一九二七年)一一四—七頁
 (52) 柴田得雲「普濟開祖寒巖法皇禪師勤王之事蹟」駒澤大学図書館、手書きの物を出版した様で書かれた年次は不明である。
 (53) 「天台座主記」(『統群書類従』第四輯下、一九二七年)五六—六八頁
 (54) 「統群書類従」第二十九輯下、三四四頁
 (55) 「尊卑分脈」(『新訂増補国史大系』第五十八、第六〇下、一九八〇年)
 (56) 伊藤清郎「中世僧綱制に関する一考察」(『山形史学研究』十五号、一九七九年)一—二頁・「中世僧綱制の研究—鎌倉期を中心に—」(東北史学会「歴史」五十三輯、一九七九年)二〇—三五頁や、海老名尚「鎌倉の寺院社会における僧官僧位」(福田豊彦「中世の社会と武力」、一九九四年)一九五—二二二頁・「中世僧綱制の基礎的研究—永直旨」を中心に—」(学習院大学文学部研究年報「三十九号」一一三—一四八頁や、小笠原隆「中世後期の僧位僧官に関する覚書」(『寺院史研究』第四号、一九九四年)五〇—八七頁などを参考にさせていただいた。
 (57) 「僧綱補任」(『大日本仏教全書』第一二三、仏書刊行会、一九八〇年)六一—二八八頁
 (58) 「僧綱補任残闕」(『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年)八七—一〇六頁
 (59) 「大日本仏教全書」第一一一、仏書刊行会、九三頁
 (60) 「大日本仏教全書」第一一一、仏書刊行会、一〇三頁
 (61) 「二会」円宗寺の法華会と法勝会の大乗会の二つの法会を指す場合と、円宗寺の法華会と最勝会の二つの法会を指す場合がある。ここでは後者であろうか。
 (62) 「三会」奈良の南京三会の、興福寺の維摩会と薬師寺の最勝会と宮中御齋会を指す場合と、京都の北京三会の、法勝寺の大乗会と円宗寺の法華会および最勝会を指す場合がある。ここでは、前者を指すと思われる。二会(円宗寺の法華会・最勝会)と三会(興福寺の維摩会・薬師寺の最勝会・宮中御齋会)を経験することは、僧綱昇進の条件でもあった。

- (63) 『園城寺長史次第』(『統群書類従』第四輯、一九二四年) 六八七―六八九頁
- (64) 佐藤亮雄「僧伝資料」(三)、(『新典社索引叢書』七、一九九〇年)
- (65) 『玉葉』国書刊行会、一九〇六年
- (66) 『吉記』(『増補史料大成』第二十九、三〇卷、一九六五年)
- (67) 『山槐記』(『増補史料大成』第二十六、二十八卷、一九六五年)
- (68) 『三長記』(『増補史料大成』第三十一卷、一九六五年)
- (69) 『明月記』国書刊行会、一九七〇年
- (70) 稲村榮一「訓注 明月記」、二〇〇二年
- (71) 『訓注 明月記』第三卷、一五四―一五五頁
- (72) 『建保三年記』は、『大日本史料』第四編之十三の五二四―五二七頁に記されているが、『大日本史料』以外にその記述を見ることが出来ない。同文書について、東京大学史料編纂所に問い合わせたところ、文書の名前は異なるものの、同一内容の文書が尊経閣文庫に所蔵されているという回答を得た。
- (73) 『京都の歴史』第六卷(北区)、平凡社、一九九三年
- (74) 角田文衛「村上源氏の塋域」(『古代文化論叢』、一九六九年) 二二六―二五七頁
- (75) 『兵範記』(『増補史料大成』第十八卷、一九六五年)
- (76) 『増補史料大成』第十八卷、三一―八頁
- (77) 『兵範記』には永久五年(一一一七)と成っているが、実際は永久二年(一一一四)四月の出来事。
- (78) 『三井続灯記』(『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年) 一〇七―二六四頁
- (79) 『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一一一頁

- (80) 『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、二〇六頁
- (81) 青龍宗一「道元禪師と公胤僧正との相見について―特に疑團の問題に關連して―」(『宗学研究』第六号、一九六四年) 一三六―一四四頁
- (82) 『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、二四三頁
- (83) 『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、二〇六頁
- (84) 最勝講とは、平安時代以降、清涼殿で、毎年五月中の吉日を選んで五日間、東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺の高僧を召して、「金光明最勝王經」全一〇卷を、朝夕二座、一卷ずつ講じさせて国家安泰を祈った法会。
- (85) 『増補史料大成』第二十七卷、一二二―一二三頁
- (86) 『増補史料大成』第二十九卷、一八一―一九頁
- (87) 已講とは、三會已講師の略で、僧の役職名。平安初期以降の南都諸大寺の僧で、宮中の御齋會・興福寺維摩會・薬師寺最勝會の三法會の講師を勤め上げた者。
- (88) 『増補史料大成』第三十一卷、三三―三三三頁
- (89) 仁王講とは、仁王般若經を説誦する法会。
- (90) 『明月記』国書刊行会、三〇六頁
- (91) 『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一二五頁
- (92) 『山城名勝志』卷十三「改定史籍集覽」第二十二、一九八四年) 七一〇頁
- (93) 『中右記』(『増補史料大成』卷十二、一九六五年) 二九八頁
- (94) 『改定史籍集覽』第二十二、一一〇〇頁
- (95) 『和漢禪刹次第』駒澤大学図書館
- (96) 卍元師蛮「延宝伝灯録」卷十九「洛北靈鷲寺夢嵩良眞禪師」(『大日本仏教全書』第一〇八、仏書刊行会、一九七九年) 二六一頁
- (97) 卍元師蛮「本朝高僧伝」卷二十四「洛北靈鷲寺沙門良眞伝」

〔大日本仏教全書〕第一〇二、仏書刊行会、一九七九年）三四五―三四六頁

（98）「寂樂寺宝蔵物紛失状案」〔平安遺文〕古文書編第一〇卷、一九六五年）一九五―一九七頁

寒巖義尹の研究 — 生誕について — 公雅年表

年	月日	出典	表記
康治二年(一一四三)		『三井統灯記』卷六	生誕
久寿二年(一一五五)		『僧綱補任残闕』	出家
治承二年(一一七七)	六月二十二日	『玉葉』	御八講・・・聴衆・・・公雅
	七月六日	『玉葉』	御八講第二日也・・・問者公雅三井寺
	七月七日	『玉葉』	此日御八講五卷日・・・唄公雅
治承二年(一一七八)	五月二十日	『山槐記』	最勝講・・・聴衆・・・公雅・・・公胤
	五月二十一日	『玉葉』	此日最勝講第二日・・・問者園城寺公雅
寿永二年(一一八三)	二月二十八日	『吉記』	已講公雅公胤
寿永三年(一一八四)		『僧綱補任残闕』	二会・・・公胤廿七・・・公雅
元暦二年(一一八五)		『僧綱補任残闕』	三会・・・公胤廿八・・・公雅廿一
文治三年(一一八七)	五月一〇日	『玉葉』	最勝講・・・講師・・・公雅
	六月二十九日	『玉葉』	恒例舍利講・・・講師公雅已講
	八月二十三日	『玉葉』	法皇御從僧・・・已講公雅
文治四年(一一八八)	二月二十八日	『玉葉』	已講公雅
	四月二日	『玉葉』	供養仏経・・・導師公雅
	四月五日	『玉葉』	仏事・・・導師公雅

			四月六日	〔玉葉〕	仏事導師公雅
			四月八日	〔玉葉〕	例時結願導師公雅
			五月二十三日	〔玉葉〕	公雅
			五月二十九日	〔玉葉〕	公雅
			六月三日	〔玉葉〕	小仏事・・・公雅已講・・・導師
			六月十四日	〔玉葉〕	法事・・・堂達・・・已講公雅
			五月二十八日	〔玉葉〕	一番公雅已講、今日可任權律師
			五月二十七日	〔玉葉〕	最勝講第二日・・・講師公雅
			六月二〇日	〔玉葉〕	月忌參勤僧・・・公雅律師
			二月二〇日	〔玉葉〕	八講・・・權律師公雅
			十二月五日	〔玉葉〕	供養・・・導師公雅律師
			八月二十五日	〔三長記〕	仁王講・・・僧都公胤・・・律師公雅
			二月十三日	〔明月記〕	公雅律師・・・小仏事
			二月十三日	〔明月記〕	公雅律師・・・恒例小仏事
			二月十三日	〔三井統灯記〕卷六	園城寺十月会探題 五十八
			二月十三日	〔明月記〕	公雅律師・・・仏事
			二月十九日	〔明月記〕	公雅律師・・・導師
			二月二十日	〔明月記〕	公雅

建仁元年 (一一〇一)	八月四日	『三長記』	観修寺御八講結願講師公雅僧都
建仁二年 (一一〇二)	一月二十一日	『明月記』	公雅講師
		『明月記』	仏事・・・公雅導師
	七月十五日	『明月記』	公雅
建仁三年 (一一〇三)	二月十三日	『明月記』	公雅律師・・・例仏事
	五月十九日	『明月記』	公雅猶不任僧都
元久元年 (一一〇四)	二月十三日	『明月記』	小仏事公雅僧都
	九月三日	『明月記』	公雅僧都
	九月二十四日	『明月記』	請僧公雅
建永元年 (一一〇六)		『三井統灯記』卷六	園城寺十月会探題
建暦元年 (一一一一)	十一月二十四日	『明月記』	こうがせ経す
	十二月六日	『明月記』	こうがせ経す
	十二月十九日	『明月記』	公雅導師
建保三年 (一一二五)	三月二十九日	『建保三年記』	法印和尚位公雅
建保五年 (一一二七)	二月三〇日	『仁和寺御日次記』	公雅法印
承久二年 (一一三〇)	十二月一〇日	『三井統灯記』卷一	示寂 法印位権大僧都